

医療機関用 団体サイバー保険 のご案内



医療機関用 **団体サイバー保険** は、
サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して
発生する損害を包括的に補償する保険です。

加入手続きの
簡素化

団体専用の
保険料

充実した
付帯サービス

医療機関用
団体サイバー保険
の特長

団体割引
20%
適用

さらに標準より約▲10%水準
(診療所向けプランのみ)

お問い合わせ先

取扱代理店

有限会社ミック三重

〒514-0003 津市桜橋2丁目191番4
TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

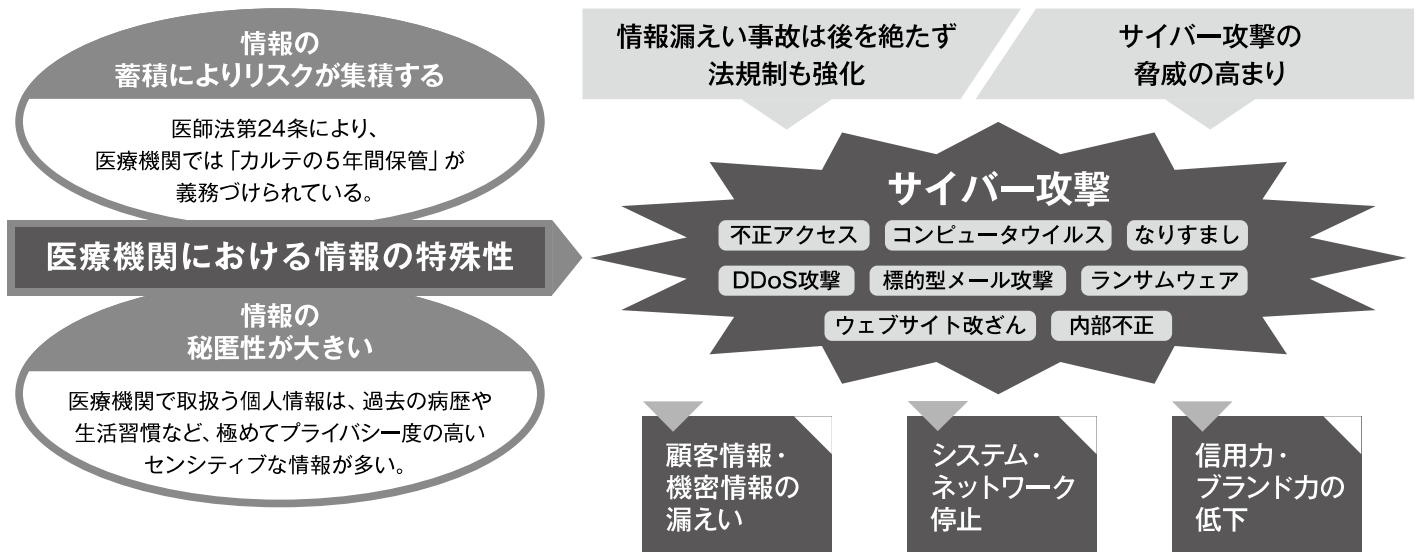
引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社

〒514-0004 津市栄町3丁目115
TEL 050-3788-6378 FAX 059-226-5165
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

1

医療機関におけるサイバーリスク（情報漏えいリスク）



サイバー攻撃を受けた場合や、個人情報の漏えい事故が発生した場合、様々な対応が必要となります。

被害者への損害賠償に加え、事故の調査、謝罪・広報対応、再発防止など
いろいろな費用が発生する可能性があります。

情報漏えい・サイバー攻撃リスクへの対策は万全ですか？

「医療機関用サイバー保険」は、サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。（万一の場合、被害者への損害賠償だけでなく、発生した費用も補償）

2

医療機関用 団体サイバー保険とは!!

緊急時の対応を総合的にサポートします。

賠償責任・事故発生時の各種対応費用を包括的に補償

事故が発生した場合の「賠償責任」「事故対応に要する諸費用」を総合的に補償

事故の初動から再発防止までに要する費用をトータルで補償

事故が発生した場合の「初動対応→原因調査→被害抑制→事態収拾→再発防止」までの対応に要する費用をトータルで補償

事故発生のおそれに対応する費用も補償

情報漏えいやサイバー攻撃のおそれが発生した場合、これらの発生の有無を調査するために要した費用も補償

緊急時の対応サポートを付帯サービスでご提供

情報漏えいや不正アクセスなどのサイバーセキュリティ事故の発生に伴う各種の緊急対応を総合的にサポートするサービスが自動でセット

3

医療機関用 団体サイバー保険の概要

① 商品構成

医療機関用団体サイバー保険では、以下のそれぞれの事由に対して2つの損害を包括して補償します。

医療機関用団体サイバー保険の構成

賠償責任

他人の損害

以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

事故発生時の各種対応費用

事故対応に要する諸費用

以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償

プラス

(オールリスクプラン)

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理などに起因する偶然な事由

② 事故発生時の各種対応費用の詳細

事故対応特別費用

原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用を幅広く補償

調査／対応／事態収拾／復旧／再発防止

CHECK 対応費用例

- 調査：事故原因調査・影響調査
- 事態収拾：会見・マスコミ対応・コールセンター設置
- 復旧：データ復旧・情報機器復旧
- 再発防止：コンサルティング

サイバー攻撃対応費用

サイバー攻撃またはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用を補償

初動／早期発見・早期復旧

CHECK 対応費用例

- サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用
- ネットワークの遮断のための外部委託費用
- 弁護士などの外部の専門家への相談費用

情報漏えい対応費用

情報漏えいまたはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用を補償

見舞金・見舞品／モニタリング

CHECK 対応費用例

- 上記の事故対応特別費用
- 被害者への見舞金・見舞品
- 情報漏えいのモニタリング

欧州GDPRおよび改正個人情報保護法に対応!!

法令など対応費用

情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査などが行われた場合に、被保険者が支出した諸費用を補償

相談・調査

CHECK 対応費用例

- 弁護士・コンサルタントなどの専門家への相談費用
- 報告書などの文書作成費用
- 証拠収集費用・翻訳費用

4

医療機関用 団体サイバー保険の補償内容

医療機関用団体サイバー保険は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に関する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ(型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用など	診療所向け A～Eタイプ 病院向け A～Eタイプ (P5を参照)
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用 ①事故対応特別費用 ②サイバー攻撃対応費用 ③情報漏えい対応費用 ④法令など対応費用 ※「情報漏えい限定プラン」は上記①及び③のみ	①保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関（被保険者）が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人などの出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用など ②サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用など（注1） ③情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために医療機関（被保険者）が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用などの各種費用 ④事故を医療機関（被保険者）が保険期間中に発見したことにより、医療機関（被保険者）が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを医療機関（被保険者）が認識した場合において、それに対応するために医療機関（被保険者）が支出した法令など対応費用	

(注1) サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関（被保険者）が認識した場合にかぎります。

①公的機関からの通報（サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付などを行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）

②被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社などからの通報または報告（注2）

(注2) 医療機関（被保険者）が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービスなどからの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを医療機関（被保険者）が認識した時以降に調査などを委託した会社からの報告を除きます。



ご注意

上記のほか次の損害に対する補償も「医療機関用サイバー保険」ではオプションとして用意されていますが、この「団体サイバー保険」では取り扱っていませんので、ご希望の場合は、一般の「医療機関用サイバー保険」をご利用ください。

1 利益損害

サイバー攻撃などにより、被保険者のコンピュータシステムが機能停止することによって生じた医療機関（被保険者）の利益損害

2 営業継続費用

サイバー攻撃などにより、被保険者のコンピュータシステムが機能停止することによって生じた医療機関（被保険者）の営業継続費用

5

医療機関用 団体サイバー保険の引受プラン

医療機関用団体サイバー保険ではサイバーセキュリティに関するすべてのリスクを補償する【オールリスクプラン】と、情報漏えいに関するリスクのみを補償する【情報漏えい限定プラン】の2プランを用意しております。

オールリスクプラン

対象事由	概要
① 情報漏えいおよびそのおそれ	貴院（被保険者）の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権、商標権または意匠権の侵害など
③ サイバー攻撃	貴院（被保険者）のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の貴院（被保険者）の業務の一環としてのシステムの所有、使用または管理などに起因する偶然な事由

情報漏えい限定プラン

診療所向け Aタイプ のみ

対象事由	概要
① 情報漏えいおよびそのおそれ	貴院（被保険者）の業務における情報漏えいおよびそのおそれ

6

医療機関用 団体サイバー保険の加入タイプ

団体サイバー保険 保険料表

① 診療所向け 保険金額・保険料表

保険期間：1年

1 加入者毎に、保険期間中にお支払いする保険金額の合計額は、「賠償保険金額」を限度とします。

タイプ	賠償 保険金額	費用 保険金額	自己 負担額	緊急時 サポート	内容	年間 保険料
A	1,000万円	500万円	なし	あり	情報漏えい限定	22,580円
B	1,000万円	500万円	なし	あり	オールリスク	31,480円
C	2,000万円	1,000万円	なし	あり	オールリスク	41,480円
D	3,000万円	2,000万円	なし	あり	オールリスク	47,040円
E	5,000万円	3,000万円	なし	あり	オールリスク	55,990円

※1 告知書の提出は不要です(省略)。※2 三重県医師会団体医師賠償責任保険のご加入者のみご加入いただけます。
 ※3 団体割引20% + 標準設定より約10%割引 ※4 一括払いの場合です。

② 病院向け 保険金額・保険料表

保険期間：1年

(概算)

オールリスクのみ

※保険金額とは、損害賠償の場合「1 損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1 事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※1 加入者毎に、保険期間中下記①、②でお支払いする保険金額の合計額は、①の保険金額を限度とします。

タイプ	① 賠償 保険金額	② 費用 保険金額	自己 負担額	緊急時 サポート	年間保険料(概算例)		
					20床	50床	100床
A	1,000万円	500万円	なし	あり	57,150円	112,010円	147,910円
B	2,000万円	1,000万円	なし	あり	94,410円	185,020円	244,320円
C	3,000万円	2,000万円	なし	あり	125,130円	245,230円	323,830円
D	5,000万円	3,000万円	なし	あり	157,290円	308,260円	407,060円
E	10,000万円	5,000万円	なし	あり	201,710円	395,300円	522,000円

※1 三重県医師会団体医師賠償責任保険のご加入者のみご加入いただけます。※2 団体割引20% ※3 一括払いの場合です。

※三重県医師会団体医師賠償責任保険にご加入いただいている施設のみこのサイバー保険プランにご加入いただけます。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設の保険金額を共有して引き受ける場合、年間保険料は上表と異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までお問い合わせください。

●病院や介護老人保健施設は、事前に「質問書兼告知書」を提出いただき、具体的な見積書により個別にご案内いたします。

7

医療機関用 団体サイバー保険の大きな特長

加入手続きの 簡素化

- 告知書は基本不要です(病院除く。病院向けのご契約など告知書を使用してお引受する際は、別途セキュリティ割引が適用されます。)
- 病院は病床数(ベッド数)、介護医療院・介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。また、診療所は、それぞれ一律の保険料体系となります。(告知書割引および団体割引の適用は可能です。)

団体専用の保険料

- 団体制度ならではの割安な保険料でご加入いただけます。

充実した サービス

- 万が一、当保険が適用となる事象が発生した場合には、保険金のお支払いだけでなく、原因究明や被害拡大防止に向けた対応をサポートします。
- その他、サイバーリスク診断サービスなど、セキュリティ対策に関するメニューをご利用いただけます(一部有料)。(ご希望があれば別途ご案内します。)

緊事故発生時のサービス 緊急時サポート総合サービス

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、当該事故の原因調査や事故の公表、被害者への謝罪などの対応をしなければならない緊急時に、一連の対応をワンストップかつ総合的に支援するサービスです。医療機関用サイバー保険に加入すると、情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、必要な各種機能を備えた本サービスをご利用いただけます。

特長
1

緊急時の対応をワンストップで支援

サイバーセキュリティ事業を行う SOMPOリスクマネジメント(株)が緊急時対応をコーディネーション

特長
2

最適なサポート機能を提案

事故の状況やお客さまのニーズに合わせて、最適なサポート機能を提案し、確実な緊急対応を実現

ご利用の流れ

事故報告
サービス
利用連絡

1 インシデントサポートデスクへ連絡

事故が発生した際、お客さまよりインシデントサポートデスクへ事故報告および本サービスの利用希望をお知らせいただきます。状況をヒアリングの上、初動対応のアドバイスも合わせて実施します。

2 保険の適用可否の判断

SOMPOリスクマネジメント(株)より損保ジャパンの保険金サービス課に事故受付の連絡をし、報告された事故へのサイバー保険適用可否について問い合わせます。

3 緊急時サポート総合サービスの利用開始

ご契約のサイバー保険が適用可能な事故と判定された際、SOMPOリスクマネジメント(株)よりサポート機能の提案・調整・支援をします。

4 サポート機能提供各社*との個別業務契約

ご利用されるサポート機能提供会社とお客さまの間で、個別の業務契約を締結していただきます。

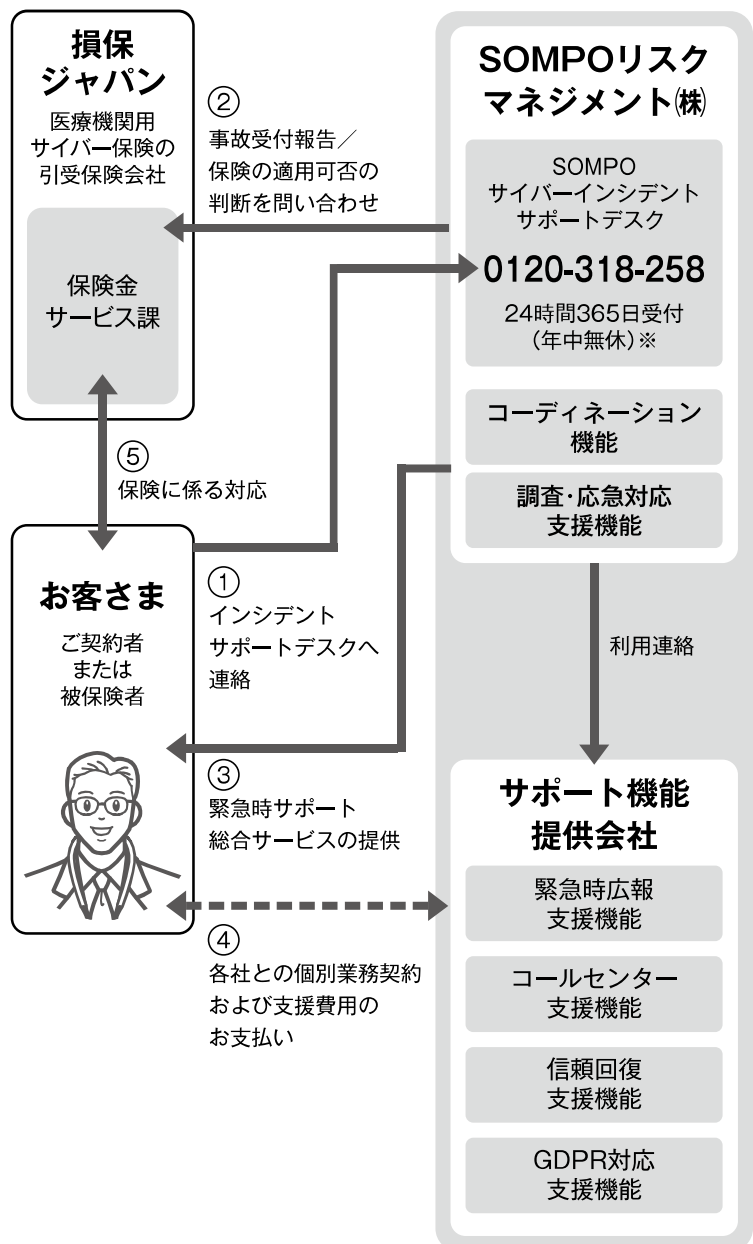
※SOMPOリスクマネジメント(株)を含みます

5 保険金の支払い可否の照会

事故対応のためにお客さまがご負担された諸費用への保険金、お支払い可否につき、損保ジャパンへご照会をいただきます。

サービス
利用開始

保険金の
支払い
可否



※夜間(17時以降)および休日・祝日の受付事案については、対応およびサービス提供が当社翌営業日(平日9時以降)になる場合があります。

(注)本サービスでのご提供サービスにつきましては保険金の支払対象外となる場合があります。

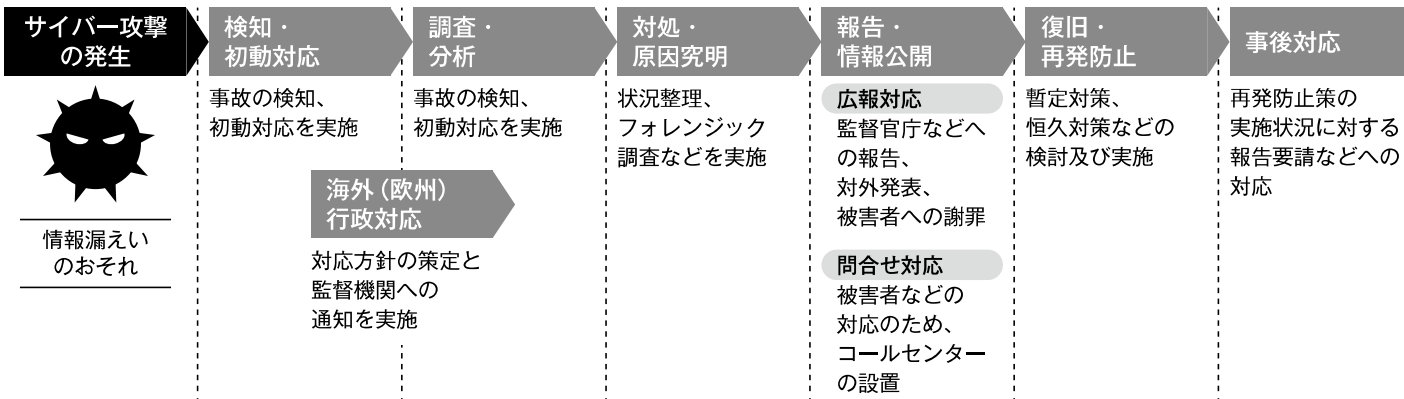
サービスの概要

SOMPOリスクマネジメント(株)が事故対応に関する必要なサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧などを支援します。

サービスの適用地域

日本国内での対応に限られます。

サイバー事故などによる情報漏えいが発生した場合の対応 例



このような緊急時に、お客さまのニーズに合った以下サポート機能をご利用いただけます

主なサポート機能	概要	サポート機能提供会社※
コーディネーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ●必要となる各種サポート機能の調整 ●事故対応窓口との連携・アドバイス etc 	SOMPO リスクマネジメント(株)
調査・応急対応支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●事故判定 ●原因究明・影響範囲調査支援 ●被害拡大防止アドバイス etc 	SOMPO リスクマネジメント(株) ラック
緊急時広報支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●記者会見実施支援 ●報道発表資料のチェックや助言 ●新聞社告支援 etc 	(株)ブラップコンサルティング
	<ul style="list-style-type: none"> ●事故に関し信用を毀損するSNS投稿などへの対応支援 ●WEBモニタリング・緊急通知 etc 	(株)エルテス
コールセンター支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●コールセンター立上げ ●コールセンター運用 ●コールセンターのクロージング支援 etc 	(株)ベルシステム 24
信頼回復支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●再発防止策の実施状況などについて報告書を発行 etc 	(一財)日本品質保証機構 BSI グループジャパン(株)
GDPR対応支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●GDPR対応に要する対応方針決定支援 ●監督機関への通知支援 ●協力弁護士事務所の紹介 etc 	(株)インターネットイニシアティブ

※2025年10月31日時点

本サービスは、医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです

■各機能会社にお支払いいただく諸費用は、医療機関用サイバー保険でご契約している保険金額を上限に損保ジャパンから保険金として記名被保険者（医療機関）へ支払われます

■ご利用を希望する規模や期間などにより、対応ができない場合があります



この保険のあらまし

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

■商品の仕組み

この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、制裁などに関する追加条項、戦争不担保追加条項、医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）をセットしたものです。

■保険契約者

公益社団法人 三重県医師会

■保険期間

2026年8月15日午後4時から2027年8月15日午後4時までとなります。

■一斉募集申込締切日

2026年7月3日（金）まで【保険期間の中途での加入も随時受け付けています。】

■引受条件（保険金額など）

引受条件（保険金額など）は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者

三重県医師会会員（※三重県医師会会員が開設者または管理者である医療機関）
かつ三重県医師会の「団体医師賠償責任保険」に加入されている会員

■記名被保険者

本保険の加入者（医療機関）

■被保険者

記名被保険者

記名被保険者の使用人など。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。

■ご加入の単位

施設単位（病院、診療所など）でのご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、まとめて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。

※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を共同利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入ください。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。（追加保険料は不要）
なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

■お支払方法

ご指定口座からのお振り替え、または三重県医師会の口座へ振込送金

■お手続き方法

添付の加入申込書に必要事項をご記入のうえ、下記送付先までご郵送ください。

●送付先：〒514-0003 津市桜橋2-191-4（三重県医師会館2階） 有限会社ミック三重

■中途脱退

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

10

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、詳細については保険約款をご確認ください。

■ 共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争などの不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊などの国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争など（以下のアからウに掲げるものをいいます。）に起因する損害
 - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

■ 事故に関する各種対応費用の固有部分

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

■ 利益損害・営業継続費用の固有部分

- ① 保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 労働争議
- ④ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑤ 被保険者システムの操作者または監督者などの不在
- ⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑦ 衛星通信の機能の停止
- ⑧ 記名被保険者が新たなソフトウェアを使用した場合または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアからウまでに掲げる対象事故
 - ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
 - イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた対象事故
 - ウ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアの正式使用後10日以内に生じた対象事故。ただし、改定したソフトウェアを使用した場合でもその改定が緊急性のあるセキュリティ対策のみであるときを除きます。

など

- 医療機関用サイバー保険は、業務過誤賠償責任普通約款にサイバー保険特約など各種特約条項および追加条項を付帯することによって構成されています。特約条項および追加条項などの詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書などの記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数などの、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書などの記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。
個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書などにてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員などの数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人など」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人など以外の保険契約であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回など）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①保険期間が1年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団などが締結したご契約 ④保険金請求権などが担保として第三者に譲渡されたご契約など |
|---|

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書などまたはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書などにてご確認ください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務などの代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
- ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

12 ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 保険契約者または記名被保険者（ご加入者となる医療機関）の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

（告知事項）

加入依頼書などおよび付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項

（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙などに業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

加入依頼書などおよび付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約などに関する事実を除きます。）

(注) 加入依頼書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

(4) 重大事由による解除など
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

13 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1～6のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況などが確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度などが確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

（注）事故の内容および損害の額などに応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が発生した場合

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
上記の受付時間外は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

窓口：事故サポートセンター **0120-727-110** 受付時間：24時間365日

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話番号 03-4332-5241 (全国共通) おかけ間違いにご注意ください。
受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

お問い合わせ先

- 取扱代理店 **有限会社ミック三重**
〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4
TEL. 059-246-0010 FAX. 059-246-0011
受付時間 平日：午前9時から午後5時まで
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 三重支店法人支社**
〒514-0004 三重県津市栄町3丁目115
TEL. 050-3788-6378 FAX. 059-226-5165
受付時間 平日：午前9時から午後5時まで

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款などに記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点などがある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。